

議案第 126 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和5年9月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から第 4 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

別表防疫作業等従事手当の部を次のように改める。

防疫作業 等従事手 当	(1) 感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の消毒、処理作業に従事したとき（(3)に該当するときを除く。）。	日額	500 円
	(2) 病原体を有する家畜又はその疑いのある家畜等に対する防疫又は処理作業に従事したとき。		500 円
	(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項から第 9 項までに規定する感染症又は市長がこれらに相当すると認める感染症に対処するため、規則で定める業務に従事したとき。		4,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。